

令和3年4月1日

文化庁長官決定

## 登録美術品登録基準の運用について

登録美術品登録基準（平成10年文部省告示第158号。以下「基準」という。）の運用について、以下の通り定める。

### 1 公開及び保管に関し特に注意を要する美術品の基準

基準第2条第3項に定める公開及び保管に関し特に注意を要すると文化庁長官が認める美術品は、その構造、形式、材質その他の特徴及びその保管に係る技術の開発の状況を勘案して、長期的な公開及び保管が困難であるものとする。

### 2 公開及び保管に関し特に注意を要する美術品について登録美術品公開契約を締結する見込みの美術館が備えるべき要件

基準第2条第3項に定める公開及び保管に関し特に注意を要する美術品について、登録美術品公開契約を締結する見込みの美術館は、次の基準の全てに該当するものとする。

一 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を取り扱った経験及び知識を有する専任の学芸員（博物館法（昭和26年法律第285号）第29条において指定された博物館に相当する施設においては、学芸員に相当する職員）が配置されていること。

二 美術品を適切に保存及び公開するための環境を有していること。

三 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を保存及び公開していること。

3 制作者が生存中である美術品の満たすべき基準における文化庁長官が定める美術館の要件

基準第2条第4項第2号に定める文化庁長官が定める美術館については、次の基準の全てに該当するものとする。なお、二から四については、概ね既存の資料により確認できるものであることとする。

- 一 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設であること。国外の美術館の場合国際博物館会議等の国際的な機関の会員であることなど、上記の要件に準ずる資格を備えていること。
- 二 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を取り扱った経験及び知識を有する専任の学芸員又は学芸員に相当する職員が配置されていること。
- 三 美術品を適切に保存及び公開するための環境を有していること。
- 四 登録を受けようとする美術品と同様の種類の美術品を保存及び公開していること。